

## 西宮市地域コミュニティ集会施設整備助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自治会等が、自主的に設置し、管理運営する会議及び集会に必要な設備を備えた施設（以下「集会施設」という。）を新築工事、増築工事、若しくは改修工事又は購入により整備しようとする場合において、その工事又は購入に要した費用（用地の権利取得に係る費用や既存施設の解体及び整地、外構に係る工事など、集会施設本体と直接関係のない費用を除く。以下「工事費等」という。）の一部を補助することにより、地域において、コミュニティ活動の場を確保し、地域コミュニティの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 地域住民によって組織される一定の地域性及び共通目標をもった開放的な地域自治組織で、市が行う地域自治団体調査票を提出した自治会・町内会等団体。ただし、単位団体によって構成される連合的な団体は除く。
- (2) 新築工事 建築物等が建っていない敷地、若しくは建築物等を除却した後に更地となった状態の敷地に適法な集会施設を建てる行為をいう。
- (3) 増築工事 既存の集会施設に建て増しを行ない、床面積を増やす行為をいう。
- (4) 改修工事 既存の集会施設に大規模な修繕又は大規模な模様替えを行う行為をいう。また、耐震補強工事を含む。
- (5) 購入 既存の建築物を、新たに集会施設として購入すること（購入後、集会施設として必要な改造工事を含む）をいう。

### (補助の対象)

第3条 この要綱の定める補助対象となる自治会等は、次の各号に掲げる要件すべてを具備しているものとする。

- (1) 補助を申請する自治会等の名義で、地方自治法第260条の2で定める認可地縁団体として市長の認可を受けていること、又は認可を受ける予定であること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- (2) 自治会等に加入する構成員が200人（世帯を構成主体とする場合は50世帯）以上であること。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

### (補助基準)

第4条 補助金の交付対象となる集会施設は、自治会等が、新築工事、増築工事、改修工事（以下「新築等工事」という。）又は購入するもので、かつ、次の各号の基準すべてに合致するものをいう。ただし、一定規模以上の開発行為にともない、事業主の負担で

設置されるべきものであると市長が認めた施設については除くものとする。

- (1) 第5条第1項に定める自治会等が負担すべき額を確保していること。
- (2) 事前協議を提出した日以降の自治会総会において、集会施設の整備についての最終議決をしていること。ただし、反対意見等が出た際には、反対する者の意見を尊重し、反対意見者の意向を汲み取るように最大限努めること。
- (3) 集会施設の整備にあたり、用地の使用権限を自治会等有すること。
- (4) 集会施設の新築工事又は購入については、補助事業完了後に当該集会施設を自治会等の名義により不動産登記を行うこと。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- (5) 既存集会施設の増築工事又は改修工事については、当該集会施設を自治会等の名義により不動産登記を行っていること。また、補助事業完了後に必要に応じて当該集会施設の変更登記を行うこと。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。
- (6) 集会施設の設置については、地先住民の反対がないこと。地域住民の反対等、問題がある場合は、地域において自主的に解決が図られること。
- (7) 集会施設の管理運営については、自治会等が自主的に行なうこととし、これに要する経費は、使用者等による地域の負担とすること。
- (8) トイレ及び湯沸し場を備えており、高齢者や障害のある人など様々な住民の利用に可能な限り配慮した施設であること。
- (9) 建築基準法その他の法令に適合すること。
- (10) 工事費等が300万円以上であること。
- (11) 広く市民の利用に供する集会施設であること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、集会施設整備に係る工事費等の3分の2以内で、予算の範囲内で定めたものとする。ただし、他の公的な補助を受け又は受けることが決定している場合は、その補助額を補助金から控除した額を補助する。

2 補助金の限度額は、新築工事又は購入の場合は1件につき700万円とし、増築工事又は改修工事の場合は300万円とする。

3 前項に定める補助金対象となる工事費等の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、集会施設として、必要と認められない部分の工事費や設備等備品類の購入費等は含まない。

(1) 新築等工事の場合

施設の本体工事、電気、ガス、給排水、衛生及び冷暖房設備等の工事費及びその他市長が特に認める経費

(2) 購入の場合

既存建築物の購入費（ただし、購入した建築物を集会施設として改造する工事の経費を含む。）及びその他市長が特に認める経費

(補助の特例)

第6条 過去に集会施設の整備について補助金の交付を受けたことのある自治会等が、再度交付申請をしようとする場合については、次の定めによる。

- (1) 再度交付申請しようとする内容が、新築工事又は購入の場合
  - ア 既に、新築工事又は購入に係る補助金の交付を受けた場合については補助しない。
  - イ 過去10年度内(再交付申請に係る工事の着工時の属する年度を含む。)に増築工事又は改修工事に係る補助金の交付を受けた場合については補助しない。
- (2) 再度交付申請しようとする内容が、増築工事又は改修工事の場合
  - ア 過去10年度内(再交付申請に係る工事の着工時の属する年度を含む。)に新築等工事又は購入に係る補助金の交付を受けた場合については補助しない。

(事前協議)

第7条 補助金の助成を受けようとする自治会等の代表者(以下「代表者」という。)は、第9条の規定による補助金交付の申請をしようとする前年度の6月末までに、西宮市地域コミュニティ集会施設整備事業事前協議書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、事前協議を受けなければならない。

- (1) 図面(平面図、立面図及び位置図)
- (2) 見積書の写し
- (3) 増築工事又は改修工事については、既存の当該集会施設の登記事項証明書(全部事項証明書)又は登記簿謄本。ただし、市長が特に認める場合は、対象となる建築物を自治会等が所有していることを証する書面により代えることができる。
- (4) 敷地状況や工事箇所など現況を撮影した写真(撮影日が分かるもの)

(事前確認)

第8条 前条の事前協議を受け、補助対象とされた代表者は、次条の規定による補助金交付の申請をしようとする前に、次の各号に掲げる書類を市長に提出し、その事前確認を受けなければならない。

- (1) 集会施設整備事業計画書
- (2) 集会施設整備事業収支予算書
- (3) 集会施設の平面図、立面図及び位置図。また、購入にあつては当該建築物の所有者を証する書面
- (4) 集会施設用地について、以下のア又はイのいずれかの書類
  - ア 集会施設用地が自治会等所有の場合は、当該用地の登記事項証明書(全部事項証明書)又は登記簿謄本
  - イ 集会施設用地が自治会等以外所有の場合は、当該用地の貸借契約書又は使用承諾書等権原を証する書面。また、その集会施設の増築工事又は改修工事にあつては、これを所有者が承諾したことを証する書面
- (5) 集会施設を新築等工事又は購入するための資金計画書及びそれを証する書面

- (6) 集会施設の新築等工事又は購入すること、ならびに補助金申請することについて、自治会等内で協議し、意思決定したことが分かる書面（自治会等総会の議事録等）
- (7) 集会施設の新築等工事又は購入について、当該集会施設用地の地先住民等との協議内容が分かる書面（同意書等）
- (8) 自治会等の規約及び役員名簿ならびに改修工事にあつては、当該集会施設の管理運営に関する規程
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の申請）

第9条 前条の規定による市長の事前確認が終了した代表者は、補助金等の取扱いに関する規則（以下「規則」という。）第7条に基づき、補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費見積明細書（購入にあつては売買価格見積書）
- (2) 工事工程予定表
- (3) 事前着工等の禁止に関する誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金交付を決定したときは、規則第8条第2項に基づく補助金等交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは補助金等不交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。ただし、市長は補助金交付を決定する場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

3 前項の規定による補助金等交付決定通知書を受けた代表者は、工事請負契約書又は売買契約書及び建築確認書の写し（建築基準法第6条の規定に基づき建築主事の確認を受けなければならない場合に限る。）を市長に提出しなければならない。

（事前着工等の禁止）

第11条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金等交付決定通知以前に、代表者が、工事請負契約若しくは売買契約又は工事の着工をしたときは、補助金を交付しないことができる。

（申請の取下げ）

第12条 第10条第2項の規定により補助金交付の決定を通知された代表者は、当該決定の内容又はこれに付された条件により難いと認めるときは、文書で申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更)

第13条 市長は、第10条第2項の規定による交付決定の通知後に、市の財政状況やその他特段の事情の変更が生じた場合には、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に工事請負契約若しくは売買契約又は工事の着工をした部分についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、又は決定の内容若しくは条件を変更したときは、速やかにその旨を当該申請者へ通知する。

(計画変更の承認)

第14条 第9条に規定する補助金交付の申請を行なった代表者は、事前確認及び申請関係書類の記載事項にかかわる計画内容を変更しようとするときは、規則第11条に基づき補助事業等変更等申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で、市長が認めるものについてはこの限りでない。

2 第10条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合に準用する。

(工事完了の検査等)

第15条 第10条第2項に規定する補助金等交付決定を受けた代表者は、交付決定の対象となっている集会施設の新築等工事が完了したとき、又は購入による所有権移転が完了したときは、その旨を市長に届け出て、現地調査等によりその検査を受けなければならない。

2 前項の場合において、建築基準法第7条の規定に基づき建築主事の検査を受けなければならない建築物に該当する場合については、検査済証の写しを、購入にあつては所有権移転を証する書面を添付しなければならない。

(補助金の請求)

第16条 第10条第2項により補助金の交付決定を受け、且つ前条の規定による検査を終了し、合格と判定された代表者は、規則第17条に基づき補助金等交付請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第17条 補助を受けた代表者は、当該補助対象となった新築等工事又は購入に要した費用との精算を行い、第15条第1項による検査を受けた日より60日以内に規則第14条に基づき補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 集会施設整備事業収支決算書
- (2) 領収書等代金を支払ったことを証する書類
- (3) 集会施設の管理運営に関する規程。ただし、改修工事は除く。

(4) 新築工事、増築工事、購入にあつては、集会施設の登記事項証明書（全部事項証明書）又は登記簿謄本。ただし、市長が特に認める場合は、対象となる建物を自治会等が所有していることを証する書面により代えることができる。

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、集会施設整備について実施された内容が、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を規則第15条に基づく補助金等確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該集会施設整備の内容が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を当該代表者に対し命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた代表者は、当該命令に従うとともに、その結果を直ちに市長に報告しなければならない。

4 市長は、自治会等に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

(端数処理)

第19条 算定された補助金額に10,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(書類等の整備及び保存)

第20条 補助を受けた代表者は、当該補助金の申請に係る書類ならびに帳簿を整備し、補助を受けた年度から5年度にわたって保存しなければならない。

(状況報告及び調査等)

第21条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、集会施設の状況等について、補助を受けた代表者に報告させ、又は当該職員に現地調査を行わせることができる。

2 補助を受けた代表者は、前項に規定する報告の要求に応じ、又は現地調査に協力するとともに関係書類等の提出の要求があつたときは、これを拒んではならない。

3 市長は、第1項に規定する報告または現地調査により、補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、補助を受けた代表者に対し、これらに従って執行すべきことを命ずることができる。

(利用実績の報告)

第22条 補助を受けた代表者は、補助を受けた年度から5年度にわたり、各年度終了後30日以内に、当該補助に係る集会施設の利用実績報告書を市長に提出しなければならない。また、市長は、5年度経過後においても、必要に応じて利用実績の報告を代表者に求めることができるものとする。

(抵当権等設定の承認)

第23条 補助金交付の決定を受けた代表者は、補助の対象となった集会施設に質権、抵当権、その他施設としての目的を阻害するおそれのある権利を設定しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(決定の取り消し)

第24条 市長は、第10条第2項に規定する補助金交付の決定を通知された代表者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 補助事業を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき
- (4) 補助事業に関して、詐欺その他不正行為を行なったとき
- (5) 補助事業の対象が施設の新築等工事又は購入の場合において、当該補助金の交付決定を受けた日の属する年度の12月31日までに、当該施設に係る建築確認済証（建築確認申請が必要な場合）が交付されていないとき、又は売買契約が締結されていないとき
- (6) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらの定めに基づき市長が行った指示に違反したとき

(補助金等の返還)

第25条 市長は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、返還する補助金の額、納付期限その他必要な事項を記載した補助金等返還命令書により、速やかに当該代表者に対し、その返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第14条第1項の規定により変更を承認し、既に交付している補助金を返還させる場合及び第18条第4項の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付されている補助金を返還させる場合について準用する。

(その他)

第26条 この要綱に定めのないものについては、規則を適用するほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。
- 3 この要綱に基づく申請その他の準備行為は、この要綱の施行の日前であっても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。



西宮市地域コミュニティ集会施設整備事業事前協議書

西宮市長 様

申請者  
（自治会等）  
所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

令和 年度において、下記のとおり集会施設の整備事業を実施したいので、関係書類を添えて事前協議します。

記

1 整備目的		
2 施設名称		
3 施設住所	西宮市	
4 整備種別	工 事（ 新築 ・ 増築 ・ 改修 ） ・ 購入	
5 既存建物所有者	(登記済・未登記)	
6 既存建物の建築年	昭和・平成 年 月	
7 建物種別	構 造	木造 ・ 鉄骨 ・ RC（鉄筋コンクリート） その他（ ）
	形 態	平屋 ・ 2階建 ・ その他（ ）
8 建物延べ面積	整備後	m <sup>2</sup> （整備前 m <sup>2</sup> ）
9 敷地面積	m <sup>2</sup>	

10 敷地所有形態	自治会等所有 ・ 借地 ・ その他		
11 敷地所有者	(登記済・未登記)		
12 工事時期	令和 年 月頃 (工事期間 約 ヶ月間予定)		
13 総工事費	円		
	内 訳	建築工事	円
		設備工事	円
		その他	円
14 資金計画	円		
	内 訳	自己資金	円
		借入金	円
		市補助金	円
		その他	円
15 総会の議決	<input type="checkbox"/> 反対意見はなく、今後の総会において最終議決を得る予定 <input type="checkbox"/> 反対意見はあるが、今後の総会において最終議決を得る予定 <input type="checkbox"/> 反対意見があり、総会の議決時期は未定		
16 地先住民(※)の同意	<input type="checkbox"/> 地先住民の同意書を得ている <input type="checkbox"/> 地先住民の同意は得ているので、今後同意書を得る予定 <input type="checkbox"/> 交渉中(未交渉・反対者あり)		
17 認可地縁団体の認可	<input type="checkbox"/> 認可地縁団体の認可を受けている <input type="checkbox"/> 既に認可申請について総会の議決を得ており、今後認可申請予定 <input type="checkbox"/> 今後の総会で認可申請の議決を得て、認可申請予定		

※「地先住民」とは、当該施設の周囲の住民をさします

【添付資料】

- 1 図面(平面図、立面図及び位置図)
- 2 見積書の写し
- 3 増築工事又は改修工事については、既存の当該集会施設の登記事項証明書(全部事項証明書)又は登記簿謄本。ただし、市長が特に認める場合は、対象となる建築物を自治会等が所有していることを証する書面により代えることができる。
- 4 敷地状況や工事箇所など現況を撮影した写真(撮影日が分かるもの)